

1問 本法律案第14条によれば、民事裁判情報管理提供業務の「一部」について、委託及び再委託することができるが、委託や再委託ができない民事裁判情報管理提供業務とは何か、法務当局に問う。

- 本法律案では、業務を適正かつ確実に行うことのできる経理的基礎及び技術的能力を有する法人を指定して業務を行わせることとしており、業務の委託や再委託によってその趣旨が損なわれることのないよう、業務の全部の委託・再委託は認めず、一部に限って認めることとしている。
- したがって、御指摘の規定(本法律案第14条第1項及び第2項)は、委託や再委託をすることができない具体的な業務が存することを前提としたものではなく、業務の全部を委託することが認められない旨を明確にする趣旨のものである。
- 法務省としては、業務の委託や再委託が行われることによつて法の趣旨が損なわれることのないよう、その承認の可否について、適切に判断してまいりたい。

(参考1) 承認の手続の詳細

承認を得るための手続については、必要な提出書類等を法務省令で定めることなどを予定しており、具体的には本法律案成立後に検討することとなるものの、委託に係る契約書を提出させ、委託等の必要性や、指定法人が講ずる安全管理措置と同等の安全管理措置を委託先において講ずる義務が設けられているかなどの点について確認することが考えられる。

(参考2) 受託者が取り扱う情報

委託が想定される人手による確認作業においては、次のような作業が想定される。すなわち、指定法人が行った機械的な仮名処理を行った後の情報を受託者が確認し、必要に応じて仮名漏れの修正、仮名過多（「森林」という単語を「森」「林」という姓として仮名処理しているなど）の修正、同一人物の仮名を同一の記号にそろえる修正等を行うことが想定される。この過程においては、仮名処理前の情報を参照する必要があると考えられるから、受託者は、機械的な仮名処理を行った後の情報のみならず、仮名処理前の情報についてもこれを取り扱うことが想定される。なお、この場合において、受託者が仮名処理前の情報のコピーを保有することになるか、指定法人の保有するデータにアクセスする権限を得て作業をすることになるかは、指定法人と受託者において取り決めることとなる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。